

## 納付ができない特別の事情等について

次に記載の特別の事情等に該当する場合、特別療養費の支給対象から除外されますので、保険年金課へ必ず届け出てください。（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者を除きます。）

### ○「政令で定める特別の事情」について

1. 世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと。
2. 世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。
3. 世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと。
4. 世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと。
5. 前各号に類する事由があったこと。

### ○「原爆一般疾病医療費の支給等」について

原爆一般疾病医療費の支給等	確認できるもの（例）
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給	被爆者健康手帳
児童福祉法第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第20条第2項の医療に係る療育の給付又は同法第21条の5の2第9第1項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第24条の20第1項（同法第24条の24第3項において適用する場合を含む。）の障害児入所医療費の支給	医療受給者証
予防接種法第16条第1項第1号又は第2項第1号の医療費の支給	健康被害手帳
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条第1項の自立支援医療費、同法第70条第1項の療養介護医療費又は同法第71条第1項の基準該当療養介護医療費の支給	自立支援医療受給者証 （育成医療・更正医療・精神通院医療）
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付	入院措置書
麻薬及び向精神薬取締法第58条の17第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付	措置入院書
母子保健法第20条の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給	養育医療券
独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第16条第1項第1号又は第20条第1項第1号の医療費の支給	救済に関する決定通知書
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条第1項、第37条の2第1項又は第44条の3の2第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付	感染症医療費公費負担又は療養費支給に関する決定通知書
石綿による健康被害の救済に関する法律第4条第1項の医療費の支給	石綿健康被害医療手帳
新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法第4条第1号の医療費の支給	健康被害手帳

原爆一般疾病医療費の支給等	確認できるもの（例）
特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第12条第1項の定期検査費、同法第13条第1項の母子感染防止医療費又は同法第14条第1項の世帯内感染防止医療費の支給	特定B型肝炎ウイルス感染者定期検査費等受給者証
難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項の特定医療費の支給	特定医療費（指定難病）受給者証
沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第3条又は第4条の医療費の支給	診療報酬明細書等
国民健康保険法施行令第29条の2第8項の規定による高額療養費の支給	特定疾病療養受療証
上記に掲げる医療に関する給付に準ずるものとして厚生労働大臣が定める医療に関する給付	各種手帳等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法第21条の6の措置、同法第22条第1項の助産の実施、同法第27条第1項第3号の措置、同条第2項の指定発達支援医療機関への委託措置又は同法第33条の一時保護に係る医療の給付</li> <li>・身体障害者福祉法第18条第2項の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項の主務省令で定める施設又は指定医療機関における医療の給付</li> <li>・厚生省公衆衛生局長通知「特定疾患治療研究事業について」による治療研究に係る医療の給付</li> <li>・厚生省公衆衛生局長通知「毒ガス障害者救済対策事業の実施について」による医療費の支給</li> <li>・厚生省保健医療局長通知「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について」による治療研究に係る医療の給付</li> <li>・環境事務次官通知「水俣病総合対策費の国庫補助について」による療養費及び研究治療費の支給</li> <li>・環境事務次官通知「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱」についてによる医療費の支給</li> <li>・環境事務次官通知「メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業について」による研究治療費の支給</li> <li>・厚生労働省健康局長通知「感染症対策特別促進事業について」による肝炎治療特別促進事業に係る医療の給付</li> <li>・厚生労働省健康局長通知「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」による医療費の支給</li> </ul>	